

## 田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原市が発注する工事又は製造の請負、物品の購入、業務の委託その他の契約（以下「工事請負契約等」という。）について、その適正な執行を確保するため、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の入札参加停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、入札参加停止とは、有資格業者が別表第1、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、工事請負契約等の相手方とすることが不相当として、期間を定め、入札参加資格者対象から除外する措置をいう。

(入札参加停止決定機関)

第3条 入札参加停止は、田原市入札審査会（以下「審査会」という。）において審議の上、入札参加停止の措置を決定する。

(入札参加停止の要件及び期間)

第4条 市長は、有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定め入札参加停止を行う。

2 前項の場合において、入札参加停止の期間は3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の入札参加停止の期間の範囲内で入札参加停止を行う。

2 市長は、共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で入札参加停止を行う。

3 市長は、入札参加停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の入札参加停止の期間の範囲内で入札参加停止を行う。

(入札参加停止期間の特例)

第6条 有資格業者がいずれかの事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の最も短い期間（以下「短期」という。）及び最も長い期間（以下「長期」という。）の最も長いものをもって入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の入札参加停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2第1号及び第2号の措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2第1号及び第2号の措置要件に該当

することとなったとき。

(2) 別表第2第3号から第7号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2第3号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 別表第1各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第1各号の措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2第1号及び第2号の措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第2第3号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

(5) 別表第2第3号から第12号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第2第1号及び第2号又は別表第2第8号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき。

(6) 別表第2第8号から第12号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中、又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表第2第3号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、3年を限度として入札参加停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例)

第7条 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。）が、談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第6号又は第7号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第

3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 市の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項。以下この要領において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号、第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（不正業者の報告）

第8条 担当課長は、工事請負契約等に関し、有資格者のうち第4条第1項及び第5条に規定する要件に該当する者（以下「不正業者」という。）を知ったときは、速やかに様式第1号により総務部長に報告しなければならない。

2 入札談合に関する情報については、田原市談合情報処理実施要領による。

（指名の取消し）

第9条 入札参加停止を行った場合において、当該入札参加停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

2 総務部長は、前項の指名の取消しを行ったときは、様式第6号により関係部課長に通知するものとする。

（入札参加停止等の通知）

第10条 市長は、入札参加停止、入札参加停止の期間の変更又は入札参加停止の解除を行ったとき（以下「入札参加停止等」という。）は、様式第2号、様式第3号又は様式第4号により当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が、田原市の発注した工事請負契約等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 総務部長は、第1項の入札参加停止等を行ったときは、様式第5号により関係部課長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 市長は、入札参加停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第12条 契約担当者は、入札参加停止の期間中の有資格業者が工事請負契約等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（入札参加停止に至らない事由に関する措置）

第13条 市長は、入札参加停止を行わない場合において、必要であると認めるときは、当該有資格業者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（入札参加停止の公表）

第14条 市長は、第4条の規定により、有資格業者に対して入札参加停止を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、入札参加停止の期間及び理由を公表す

るものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めのない事項については、審査会の審議を経て市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年2月1日から施行する。

2 田原市建設工事請負業者の除外措置要綱(昭和59年9月17日施行)は廃止する。  
ただし、この要領の施行の際、現に有資格業者が田原市建設工事請負業者の除外措置要綱による入札参加停止の処分を受けているものについては、この要領による処分決定とみなす。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）事故等の措置

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市が発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料及びその他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(粗雑公共工事等)</p> <p>2 市と締結した契約に係る工事等（以下この表及び別表第2において「市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において、「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>9 前各号に掲げる場合のほか、愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県内（以下「東海4県」という。）で発生した事件において、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められると</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

<p>き。</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、東海4県において不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (工事成績不良)</p> <p>11 市発注工事等の施工に当たり、田原市工事等成績評定実施要領に定める工事等の成績の評定が60点未満で工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (その他重大な事案)</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (措置対象の特例)</p> <p>13 第9号及び第10号に掲げる場合であって、当該有資格者が田原市又は豊橋市内に契約を締結する本店、支店、営業所等を設置している場合は、措置の対象とする。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p> <p>審査会で決定</p> <p>該当する各項に準拠</p>
---	--

別表第2 (第4条、第6条、第7条関係) 贈賄及び不正行為等の措置

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ又はロに掲げる者が、市の職員(法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む、以下この表において同じ。)に対する贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 有資格業者である個人、有資格の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者(以下この表及び別表第3において「役員等」という。) ロ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの(以下この表及び別表第3において「使用人」という。)</p> <p>2 次のイ又はロに掲げる者が、東海4県の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 役員等 ロ 使用人 (独占禁止法違反行為)</p> <p>3 東海4県において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (談合又は競売入札妨害)</p> <p>5 東海4県において、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該入札参加停止措置を決定した日から</p> <p>24か月</p> <p>24か月</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該入札参加停止措置を決定した日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内</p> <p>当該認定をした日から 4か月以上18か月以内</p> <p>当該認定をした日から 6か月以上24か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知り、当該入札参加停止措置を決定した日から</p>

<p>き（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>7 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格者の役員等又はその使用人が、市の調査等により談合又は競売入札妨害の事実が判明したとき。 （建設業法違反行為）</p> <p>8 東海4県において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>9 市発注工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （不正又は不誠実な行為）</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか、東海4県において、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 前各号に掲げる場合のほか、東海4県において、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （その他重大な事案）</p> <p>12 前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （措置対象の特例）</p> <p>13 第2号、第3号、第5号、第8号、第10号及び第11号に掲げる場合であって、当該有資格者が田原市又は豊橋市内に契約を締結する本店、支店、営業所等を設置している場合は、措置の対象とする。</p>	<p>4か月以上24か月以内 逮捕又は公訴を知り、当該入札参加停止措置を決定した日から 6か月以上24か月以内 当該認定をした日から 6か月以上24か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>審査会で決定</p> <p>該当する各項に準拠</p>
---	---

別表第3（第4条、第6条関係）不当要求等の措置

措 置 要 件	期 間
1 田原市不当要求行為等対策要綱第2条に規定する不当要求行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
2 田原市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第3条の規定により、次の(1)から(8)のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 有資格業者である法人等の役員等（以下「有資格業者の役員等」という。）が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	1 2か月 ただし、当該入札参加停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下同じ）
(2) 暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	1 2か月
(3) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用するなどしていると認められるとき。	6か月以上12か月以内
(4) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	6か月以上12か月以内
(5) 有資格業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	6か月以上12か月以内
(6) 有資格業者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6か月以上12か月以内
(7) 有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告、警察への届出を怠ったと認められるとき。	2週間以上4か月以内
(8) 有資格業者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1か月以上12か月以内



様式第1号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

総 務 部 長 様

(担当) 課長

不正業者等について（報告）

田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

業 者 名	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
工 事 名 等	
工 事 場 所 等	
違 反 の 内 容 (状況、原因、対策等)	

第 号  
年 月 日

様

田原市長



入札参加停止処分について（通知）

下記のとおり入札参加停止を決定したので通知する。

記

1 入札参加停止期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 入札参加停止理由

第 号  
年 月 日

様

田原市長



入札参加停止期間の変更について（通知）

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行った旨通知したところですが、この度、下記のとおり当該入札参加停止の期間を変更したので通知します。

記

1 従前の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 変更後の入札参加停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 変更の理由

第 号  
年 月 日

様

田原市長



入札参加停止の解除について（通知）

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の入札参加停止を行  
った旨通知したところですが、この度、入札参加停止を解除したので通知します。

様式第5号（第10条関係）

	第 年 月 日 号
(関係部課長) 様  総務部長	
不正業者等の入札参加停止について（通知）	
下記のとおり入札参加停止を決定したので、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第10条第3項の規定に基づき通知します。	
記	
会 社 名	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
入札参加停止期間	年 月 日から 年 月 日まで （ 年 月 ）
入札参加停止理由	

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日  
 号

（関係部課長） 様

総務部長

不正業者等の指名取り消しについて（通知）

下記のとおり指名の取消しを決定したので、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領第11条第2項の規定に基づき通知します。

記

会 社 名	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
件 名	
名 称	
場 所	
指 名 通 知 日	
そ の 他	

## 事故発生における入札参加停止期間の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領（平成19年2月1日施行）別表第1（第4条、第6条関係）事故等の措置のうち、5号、6号の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故及び7号、8号の安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故に対する入札参加停止期間について、事故の状況等による具体的な基準を定めるものである。

(基準)

第2条 入札参加停止の要件及び期間は、次表のとおりとする。

別表第1第5号に該当する市発注工事等で公衆損害事故（1か月以上6か月以内）

安全管理 の状況	傷病等の程度							
	著しく義務を 怠った				軽傷	中傷	重傷	1名 死亡
措置が不適切			軽傷	中傷	重傷	1名 死亡	2名以 上死亡	
措置がやや不 適切		軽傷	中傷	重傷	1名 死亡	2名以 上死亡		
入札参加停 止期間	不問	口頭 注意	文書 注意	1か月	2か月	3か月	4か月	5～6 か月

別表第1第6号に該当する一般工事等で公衆損害事故（1か月以上3か月以内）

安全管理 の状況	傷病等の程度					
	著しく義務を 怠った				軽傷	中傷
措置が不適切			軽傷	中傷	重傷	1名死 亡
措置がやや不 適切		軽傷	中傷	重傷	1名 死亡	2名以 上死亡
入札参加停 止期間	不問	口頭 注意	文書 注意	1か月	2か月	3か月

別表第1第7号に該当する市発注工事等で工事関係者事故（2週間以上4か月以内）

安全管理 の状況	傷病等の程度						
	著しく義務を 怠った				軽傷	中傷～ 重傷	1名 死亡
措置が不適切			軽傷	中傷～ 重傷	1名 死亡	2名以 上死亡	
措置がやや不 適切		軽傷	中傷～ 重傷	1名 死亡	2名以 上死亡		
入札参加停止 期間	不問	口頭 注意	文書 注意	2週間	1か月	2か月	3～4 か月

別表第1第8号に該当する一般工事等で工事関係者事故（2週間以上2か月以内）

安全管理 の状況	傷病等の程度					
	著しく義務を 怠った				軽傷	中傷～ 重傷
措置が不適切			軽傷	中傷～ 重傷	1名 死亡	2名以 上死亡
措置がやや不 適切		軽傷	中傷～ 重傷	1名 死亡	2名以 上死亡	
入札参加停止 期間	不問	口頭 注意	文書 注意	2週間	1か月	2か月

2 傷病の程度については、下記のとおりとする。

- (1) 死亡とは、初診時において死亡が確認されたもの。
- (2) 重症とは、傷病の程度が3週間以上の入院を必要とするもの。
- (3) 中症とは、傷病の程度が入院を必要とするもので重症に至らないもの。
- (4) 軽症とは、傷病の程度が入院加療を必要としないもの。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。